

【別紙料金表】（訪問介護）

メイワ訪問介護
令和 7 年 8 月 1 日

サービス利用料金

金額は1ヶ月ごとの単位数により計算しますので、下記の1回あたりの金額の合計金額が、請求金額と異なる場合があります。

サービス利用料金は、各サービス内容に応じた単位数に地域単価 11.05 を乗じた金額となります。ご利用者にご負担いただく料金は、サービス利用料金のうち、介護保険の負担割合に応じ、1割～3割のご負担となります。

《 訪問介護（要介護1～要介護5） 》

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（22.4%）を加算しています。

①身体介護が中心である場合

サービス内容	1回あたりの単位数	1割負担額
所要時間 20分未満	163単位	220円
所要時間 20分以上 30分未満	244単位	329円
所要時間 30分以上 1時間未満	387単位	522円

②生活援助が中心である場合

サービス内容	1回あたりの単位数	1割負担額
所要時間 20分以上 45分未満	179単位	242円
所要時間 45分以上	220単位	297円

身体介護に引き続き生活援助を行った場合

所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、65単位(195単位を限度とする)を加算した単位数を算定する。

注 1) 通常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、次の場合でサービス利用料金に割増料金が加算されるものとします。

- ・早朝（午前 6 時～午前 8 時） : 25%
- ・夜間（午後 6 時～午後 10 時） : 25%
- ・深夜（午後 10 時～午前 6 時） : 50%

注 2) 2 名のサービス従事者によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、ご利用者の同意を得た上で、2 名のサービス従事者によりサービスを提供するものとします。

この場合には、通常のサービス利用料金の 2 倍の料金をお客様にお支払い頂くものとします。

注 3) 新規に訪問介護計画書を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自らサービスを行うか、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回月に限り 200 単位加算させていただきます。

注 4) 事業所と同一建物のご利用者にサービスを提供した場合、サービス単位数から 10～15% 減算します。

注 5) 特定事業所加算として、当事業所が該当した場合、訪問介護の所定単位数に、3～20%を乗じた単位数を介護報酬に加算させていただきます。

注 6) 介護職員等処遇改善加算として、訪問介護の所定単位数に、14.5～24.5%を乗じた単位数を介護報酬に加算させていただきます（令和 7 年 8 月 1 日から）。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
当日 2 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
上記以外の場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。

※ただし急な体調の急変や急な入院等、やむを得ない事情がある場合キャンセル料は請求いたしません。